令和2年8月20日

情報連絡件名	頁
(1) 足立区都市計画審議会の開催結果について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(2) 【追加】補助第256号線整備事業用地買収交渉等業務委託の契約変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 3
(3) 佐野六木土地区画整理事業換地計画に関する縦覧の実施について・・・・	1 4
(4) 「第31回東京都道路整備事業推進大会」の書面開催について ・・・・・	1 7
(5) 空き家無料相談会の実施について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 8
(6) 都営住宅の建替え等事業について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 0
【参考】	
≪交通網・都市基盤整備調査特別委員会報告事項≫	
※ 資料は、交通網・都市基盤整備調査特別委員会(都市建設部)の報告資料に	あり
(1) 第1回花畑周辺地域公共交通検討会の開催結果について	
(2) つくばエクスプレスと日暮里・舎人ライナーの輸送実績について	
(3) 竹ノ塚駅付近鉄道高架化の取組み状況について	

(都市建設部)

	7和240万20日
件名	足立区都市計画審議会の開催結果について
所管部課名	都市建設部都市計画課
	第67回足立区都市計画審議会を開催したので、以下のとおり報告する。 1 日時・場所・出席委員数 令和2年7月22日(水) 午後1時00分~午後1時45分 区役所中央館2階 庁舎ホール 委員定数21名中17名出席 ※ 都市計画法に基づく審議会であり、議決が必要なため、新型コロナウイルス感染症防止対策を施した上で開催した。
内容	2 議案及び報告事項 (1) 議案 平野・東六月町地区関連 ア 平野・東六月町地区地区計画の変更(足立区決定)について イ 都市計画公園の変更(足立区決定)について (東六月町第二公園・平野三丁目公園の追加) (2) 報告事項 ア 神明二丁目周辺地区の地区計画の変更及び策定について イ 綾瀬駅東口周辺地区の地区計画の策定について ウ 防災街区整備地区計画の変更について エ 谷在家三丁目地区の地区計画の策定について オ 市計画区域マスタープラン及び都市再開発の方針の改定について(別紙参照 P3~12) カ 防災街区整備方針の改定について キ 用途地域等の一括変更について ク 景観計画の改定について
	3 審議結果 上記議案を付議した結果、足立区都市計画審議会において異議のないものと決定した。 4 都市計画決定・告示
	令和2年7月31日(金)
問題 点 今後の方針	次回の都市計画審議会は、令和2年11月4日に開催を予定している。

別紙

都市計画区域マスタープランおよび都市再開発の方針の 改定について

1 報告の趣旨

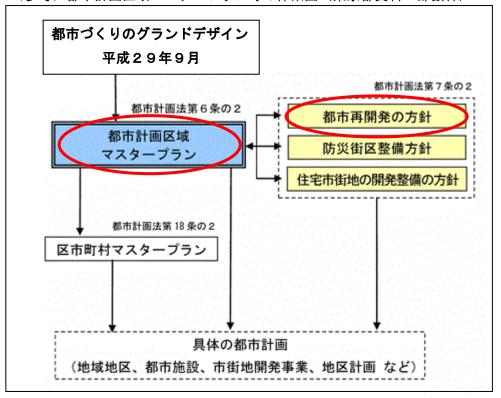
本案件は、東京都が、平成29年9月に策定した都市づくりのグランドデザイン **との整合を図るため、都市計画 区域マスタープランおよび都市再開発の方針を改定するも のである。

改定作業の進捗状況を報告する。

※都市づくりのグランドデザインとは

2040年代を目標時期として、目指すべき東京の都市の姿と、その実現に向けた都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示す行政計画。

<参考>都市計画区域マスタープラン等の体系図 (東京都資料一部抜粋)



2 都市計画区域マスタープランの改定

(1) 都市計画区域マスタープランとは

都市計画法第6条の2の規定に基づく上位の都市計画であり、東京都における土地利用の方針や都市計画の目標等を定めたもの (東京都決定)。東京都の都市計画マスタープラン。

- (2) 都市計画区域マスタープランの改定概要 (P7~P8 参照)
- (3) 足立区部の拠点等の位置付けについて(P9 参考附図4参照)

足立区部の拠点等の位置付けについては下記の表を素案として東京都と調整を行い、都市計画区域マスタープランに反映される 予定である。

地 域 区 分	拠 点 等 名 称	地区
中枢広域拠点域 ※1	「活力とにぎわいの拠点」*2	北千住、綾瀬
中枢広域拠点域外	「地域の拠点」**3	竹ノ塚、西新井(西新井大師も含む)
中枢広域拠点域	「生活の中心地」など ※⁴	北綾瀬、花畑五丁目地区、六町、見沼代親水公園
中枢広域拠点域外		舎人公園、江北、梅島、五反野、新田
		足立小台、千住大橋

- ※1 東京都内のおおむね環状第7号線の内側の区域
- ※2 おおむね鉄道乗車人員〔1,600万人/年〕以上の地区
- ※3 おおむね鉄道乗車人員〔1,000万人/年〕以上の地区
- ※4 上記以外の主要な地区(参考附図4には表記されない)

3 都市再開発の方針の改定

(1) 都市再開発の方針とは

都市計画法第7条の2及び都市再開発法第2条の3の規定に基づく都市計画で、都市計画区域マスタープランの内容に則しつつ、より詳細に区域や事業名称を示したもの(東京都決定)。

※本方針における「再開発」とは市街地再開発だけではなく、地区計画の策定など面的な整備や計画づくりを含む。

(2) 位置付けによる効果と措置

上位計画に位置付けられることでまちづくりの積極的な推進が可能となる。

(3) 足立区における地区の位置付けの改定概要 (P10~P12 参照)

都市計画区域マスタープランや、足立区都市計画マスタープランとの整合を図りながら、事業の進捗状況等を踏まえ、新たな地区の選定や既存地区の変更を行う。

地 区 名	称	位	置	付	け	等		変	更	の	方	向	性
		具体的にまち	づくり	を行っ	てい	る地区。		新規に	具体的	なまち	づくり	を行っ	ている、
再開発促進	也区	現在:46地	区 →	変更	案:3	3 地区		行う言	十画がも	ある地図	区は追加	叩する	
								既に具	具体的な	ょまちつ	づくりだ	が終了し	している
		まちづくりが	まだ計	画段階	である	る地区。		地区は	は削除る	をする			
誘導地区		現在:19地	$\overline{\mathbf{Z}}$ \rightarrow	変更	案:1	2 地区		概ね5	5~1(つ年間で	で具体的	りなまれ	ちづくり
								の予定	官がなし	ハ地区(は削除す	する	

4 都市計画手続きの経緯と今後の予定

平成29年	9月	(都)	都市づくりのグランドデザイン策定
平成31年	2月 6日	(都)	「東京における土地利用に関する基本方針について」答申
	1	(都•区)	東京都と意見調整
令和 元年	7月17日	(区)	第65回足立区都市計画審議会(報告)
	I	(都•区)	東京都と意見調整
	12月12日	(都→区)	都市再開発の方針について都市計画法 1 5条の 2 に基づく都市計画案の作 成依頼
令和 2年	2月21日	(区→都)	都市再開発の方針について都市計画案の作成依頼への回答
令和 2年	7月 1日~15日	(都)	都市計画法第16条及び東京都都市計画公聴会規則第2条に基づく
			都市計画原案の縦覧・公述申出期間(あだち広報等で周知)
	7月22日	(区)	第67回足立区都市計画審議会(報告)
	8月13日~24日	(都)	都市計画法第16条及び東京都都市計画公聴会規則第2条に基づく
			公聴会(東京都庁開催は8月20日、21日)
	10月頃	(都→区)	都市計画法18条に基づく東京都から足立区へ意見照会
	12月上旬~中旬	(都)	都市計画法17条に基づく都市計画案の公告・縦覧
	1 2 月中旬~下旬	(区→都)	第69回足立区都市計画審議会(審議)及び意見照会への回答
令和 3年	2月上旬	(都)	第232回東京都都市計画審議会(審議)
	3月上旬	(都)	都市計画決定・告示

■ 都市計画区域マスタープランの概要

第1 改定の基本的な考え方

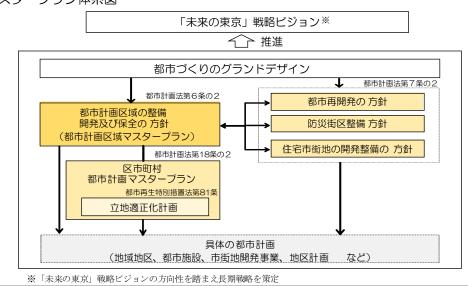
1 基本的事項

- 〇都市計画法に基づく、広域的見地からの**都市計画の基本的な方針**
- ○都が長期的な視点に立って都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな 道筋を示すもの
- ○目標年次: おおむね 20 年後(2040 年代)
- (区域区分及び主要な施設などの整備目標はおおむね10年後(2030年(令和12年))
- ○都が定める都市計画区域マスタープランに**即して、区市町村**は地域に密着した都市計画の**方針を策定**
- 〇多摩19都市計画区域及び島しょ部6都市計画区域のマスタープランを一体で 策定し、都市の一体性を確保

2 都市づくりの目標と都市づくりの戦略

- ○東京が高度に成熟した都市として、AI や IoT などの最先端技術も活用しながらゼロエミッション東京を目指し、地球環境と調和を図り、持続的に発展していくことを理念とする。
- ○東京のブランドカを高め、世界中から選択される都市を目指す。加えて、「ESG」や「SDG s」の概念を取り入れて都市づくりを進め、持続的な成長を確実なものとする。
- ○あらゆる人が活躍・挑戦でき、ライフスタイルに柔軟に対応できることが重要。個々人から見れば、特色のある様々な地域で、多様な住まい方、働き方、憩い方を選択できる都市を目指す。
- 〇みどりを守り、まちを守り、人を守るとともに、東京ならではの価値を高め、持続可能な 都市・東京を実現する。
- ○こうした基本的な考え方に基づき、2040 年代に向けて東京の都市づくりを進め、 「成長」と「成熟」が両立した未来の東京を実現していく。
- 〇「未来の東京」戦略ビジョンや都市づくりのグランドデザインで示す都市像や将来像を 実現するため、分野を横断する8つの戦略を設定し、先進的な取組を進めていく。

都市計画区域マスタープラン体系図



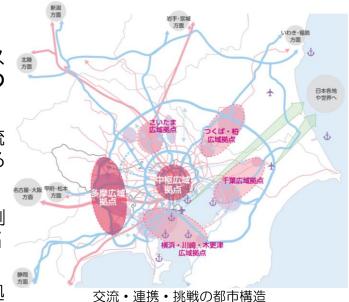
第2 東京が目指すべき将来像

東京の都市構造

- ○広域的には、概成する環状メガロポリス 構造を更に進化させ「**交流・連携・挑戦の 都市構造**」を実現
- ⇒人·モノ·情報の自由自在な移動と交流 を確保し、イノベーションの源泉となる 「挑戦の場」を創出
- ○身近な地域では、おおむね環状7号線外側 の地域において、**集約型の地域構造へ再編**
- ⇒地域特性に応じた拠点(中核的な拠点、 活力とにぎわいの拠点、枢要な地域の拠点、地域の拠点、生活の中心地)を育成 (参考附図-4)
- ○拠点ネットワークの強化とみどりの充実
- ⇒拠点の位置付けを再編するとともに、地域の個性やポテンシャルを最大限に発揮し、各地域が競い合いながら新たな価値を創造していくなど、地域の特性に応じた拠点等の育成を適切に進めていく
- ⇒厚みとつながりのあるみどりの充実と ともに、**都内全域でみどりの量的な底上 げと質の向上**を推進

2 地域区分ごとの将来像

- ○「都市づくりのグランドデザイン」で示した 4つの地域区分及び2つのゾーンに基づき、それぞれの誘導の方向・将来像を記述
- 〇特色ある地域について、それぞれ将来像 を詳細に記述



集約型の地域構造のイメージ

自然環境共生域 中枢広域拠点域 国際ビジネス交流ゾーン 大馬町 利島村 神澤島村 三世村 御城島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村 多摩広域拠点域 新都市生活創造域 4つの地域区分と2つのゾーン構造

第3 区域区分(市街化区域と市街化調整区域との区分)の有無及び 区域区分を定める際の方針

- ○区部、多摩部とも、原則として現在の区域区分を変更せず
- ○島しょ部は、これまで同様、区域区分は非設定

第4 主要な都市計画の決定の方針

「東京が目指すべき将来像」を実現するための主要な都市計画の決定の方針を記述

1 土地利用

主要な用途の配置や拠点の形成、市街地の密度構成などの方針を示す。例)

- ○国際ビジネス交流ゾーンでは、国際水準の住宅やサービスアパートメント(SA)、外国語対応の医療、教育、子育て施設などの整備を誘導
- ○**多摩イノベーション交流ゾーン**等では、大学周辺の住宅市街地等において研究施設等の立地を誘導する**複合的な土地利用**を図る
- ○都市開発諸制度等を活用し、育成用途を適切に設定することで、**地域にふさわし** い用途の導入や多様な機能集積を促進
- ○都心の利便性を生かした様々な居住ニーズを踏まえながら、高齢化や国際化等に 的確に対応するため、これまでの**量的拡大から質の向上へ住宅施策を転換**
- ○市街化区域内の農地については、田園住居地域の指定や生産緑地制度等を活用し保全に努める

2 都市施設

主要な道路、鉄軌道、下水道、河川などの都市施設の整備の方針を示す。例)

- ○区部中心部に近い**羽田空港**の強みを生かし、**空港容量の拡大**を図る施設整備の推進を引き続き国に求めるなど、**更なる機能強化**に取り組む
- ○三環状道路の整備促進とともに、**晴海線Ⅱ期、第二東京湾岸道路、外環道(東名以南)**などミッシングリンクの解消や広域的な交流・連携を促す路線について検討を進める(参考附図-8)
- ○国の答申において「検討などを進めるべき」とされた路線等について、鉄道事業者をはじめとする関係者との協議・調整を加速し、調整が整った路線から順次事業に着手 (参考附図-9)

【答申において検討などを進めるべきとされた路線】

羽田空港アクセス線、新空港線、東京8号線、東京12号線、多摩都市モノレール【その他の路線】

都心部・臨海地域地下鉄構想、都心部・品川地下鉄構想、中央線の複々線化 など

○対策強化流域においては、河道等や調節池の整備により、区部では時間 75 ミリ、 一般の流域においては 60 ミリの降雨に対し、河川からの溢水を防止

3 市街地開発事業

主要な土地区画整理事業や市街地再開発事業などに関する方針を示す。

例)

- ○市街地開発事業などによる拠点的地域の整備を行う際には、地域の特性を踏まえ、車中心から人中心の空間へと転換し、**居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成**を促進
- ○都市開発にあたっては、地域住民や企業などが主体となった**エリアマネジメント**の 普及を促進し、まちの魅力や防災性を向上

4 災害

災害に強い都市の形成や復興時の都市づくりなどに関する方針を示す。 例)

- ○都市計画道路の計画的な整備や防火規制の区域拡大などにより、沿道建築物の**不 燃化を促進**し、骨格防災軸などの延焼遮断帯を形成
- ○木造住宅密集地域の基盤整備や環境改善、受け皿住宅の整備等の取組を新たに評価し容積率を緩和するなど、**民間活力を生かした整備**を促進
- 〇都市再生特別地区や都市開発諸制度を活用した開発や土地区画整理事業などの まちづくりの機会を捉え、無電柱化を推進
- ○**広域ゼロメートル市街地**では、気候変動によって高まる大規模水害リスクに備えて、地域の実情に応じた効果的な対策を講じ、浸水に対応したまちづくりを進めていく
- ○被災時の**都市復興**においても、「都市づくりのグランドデザイン」で示した都市 像や都市計画区域マスタープランの実現に取り組んでいく

5 環境

自然環境の整備・保全、エネルギーの有効活用、環境負荷の少ない都市の形成などに 関する方針を示す。

例)

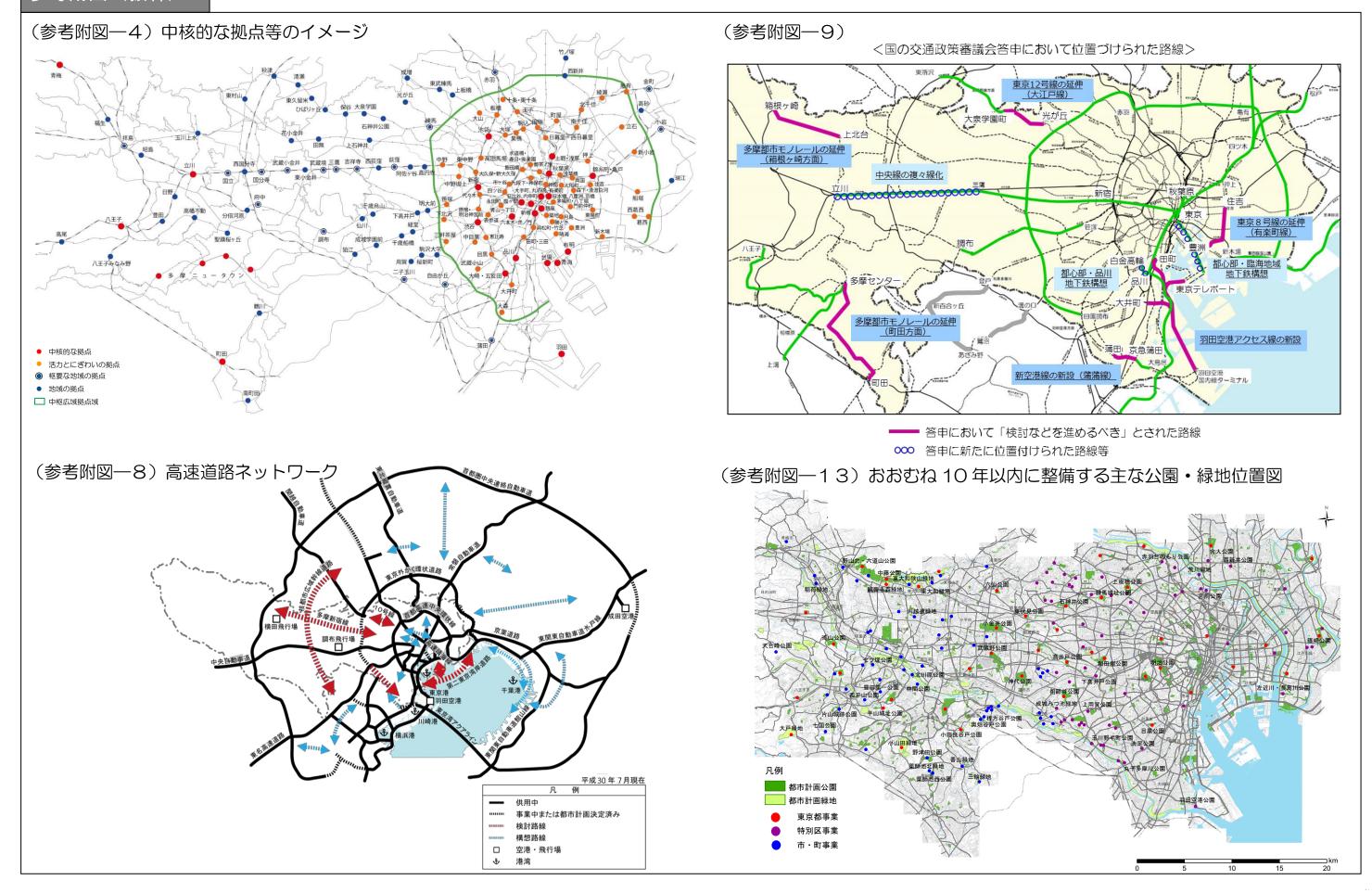
- ○広域的に連続しみどりの骨格を形成する崖線や河川、用水沿いなどにおいて、地域の状況やニーズに応じてみどりの連続性を確保する公園・緑地を配置 (参考附図―13)
- 〇崖線のみどりや屋敷林など、都市において良好な自然環境を形成している緑地を、特別緑地保全地区や市民緑地制度など様々な制度を活用することにより保全
- 〇田園住居地域の指定や地区計画の活用により、居住環境と営農環境が調和した良好な市街地の形成を図るとともに**屋敷林や農地等の保全・活用**を図る。
- ○都市再生特別地区や都市開発諸制度などを活用した複合開発により、**最先端の省エネ技術、未利用エネルギー、再生可能エネルギー**など(太陽光や水素エネルギー等)の積極的な導入を促進
- 〇ヒートアイランド現象を緩和するため、建築設備から排出される人工排熱や、熱の有効利用による都市排熱の低減、公園・緑地の整備、建築物や敷地などの緑化を促進するとともに、道路の遮熱性舗装や保水性舗装の整備などの対策を推進

6 都市景観

風格ある景観の形成、水辺や緑と調和した景観の形成などに関する方針を示す。 例)

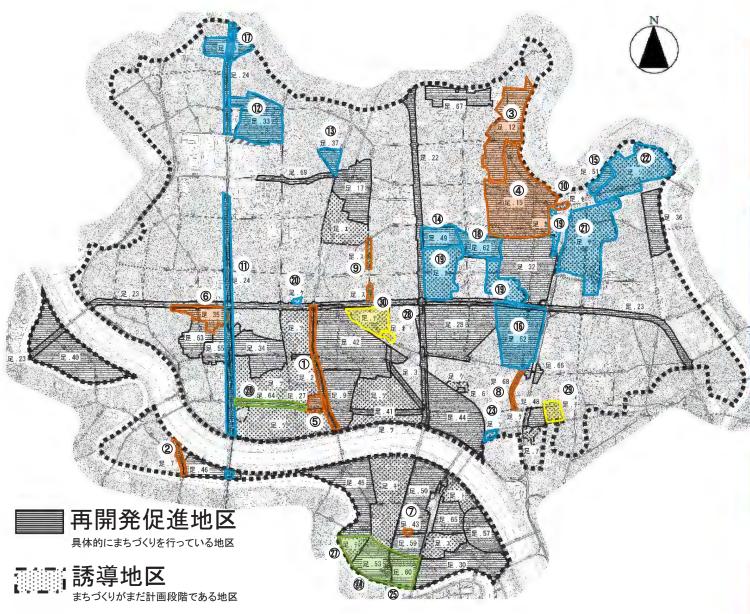
- ○都市再生が進む地域では、風格、潤い、にぎわいのある街並みを形成するよう誘導し、都市活力の維持・発展とともに、**新たな個性や魅力ある景観を創出**
- ○夜間の景観は、土地利用の特性に応じた照明により、都市全体の**夜間景観**にメリ ハリを付け、ダイナミックな都市構造を光で表現

参考附図(抜粋)



都市再開発の方針(総括図)

(1)削除する地区



(ア)事業が終了した地区:10地区

①補助100号線(関原) ②小台通り ③花畑北部 ④花畑東部 ⑤本木二丁目 ⑥上沼田南 ⑦千住一丁目 ⑧補助140号線沿道 ⑨島根四丁目北・南 ⑩南花畑	再再再再再再再再誘誘
---	------------

(イ)事業が未定の地区:13地区

	⑪放射11号号線沿道	再
	⑫古千谷	再
	③伊興前沼	再
	14東六月町	再
	15神明西	再
	16青井駅周辺	再
	⑪見沼代親水公園駅周辺	再
	18保塚町	再
	19六町周辺	誘
	20西新井一丁目	誘
1	②神明•六木	誘
Act.	②北加平•神明南	誘
	② 西綾瀬一丁目	誘

(ウ)区域をまとめる地区:4地区

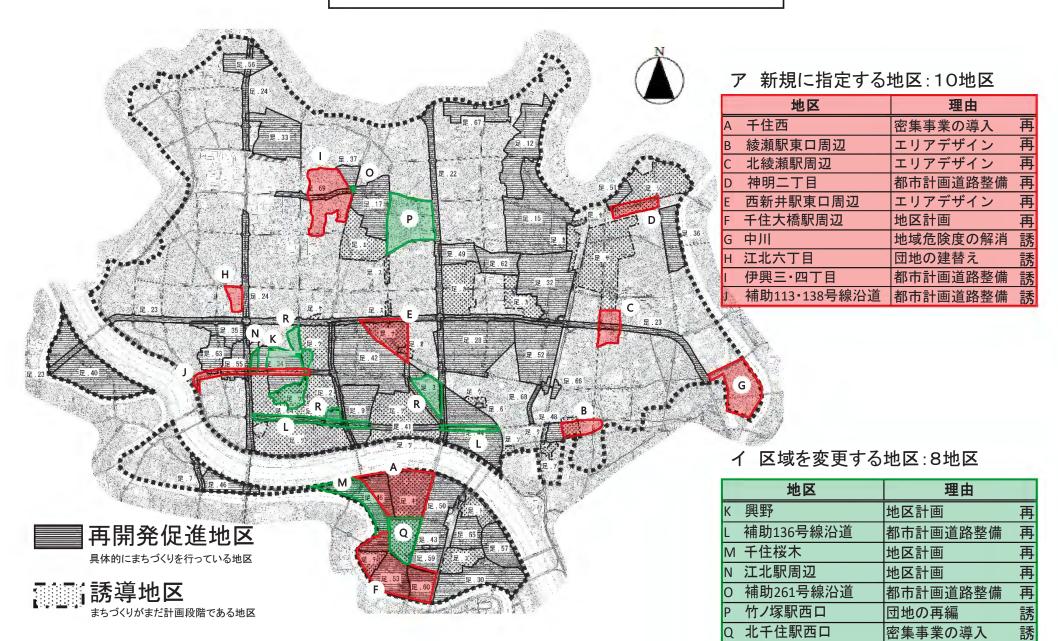
②千住大橋駅周辺 ②千住河原町	再再
®補助136号線(扇·本木) ②千住緑町	再誘

(エ)再開発促進地区へ 変更する地区:3地区

② 梅島駅周辺 ② 綾瀬駅周辺 ③ 御梅島三丁目周辺	誘 誘
----------------------------------	--------

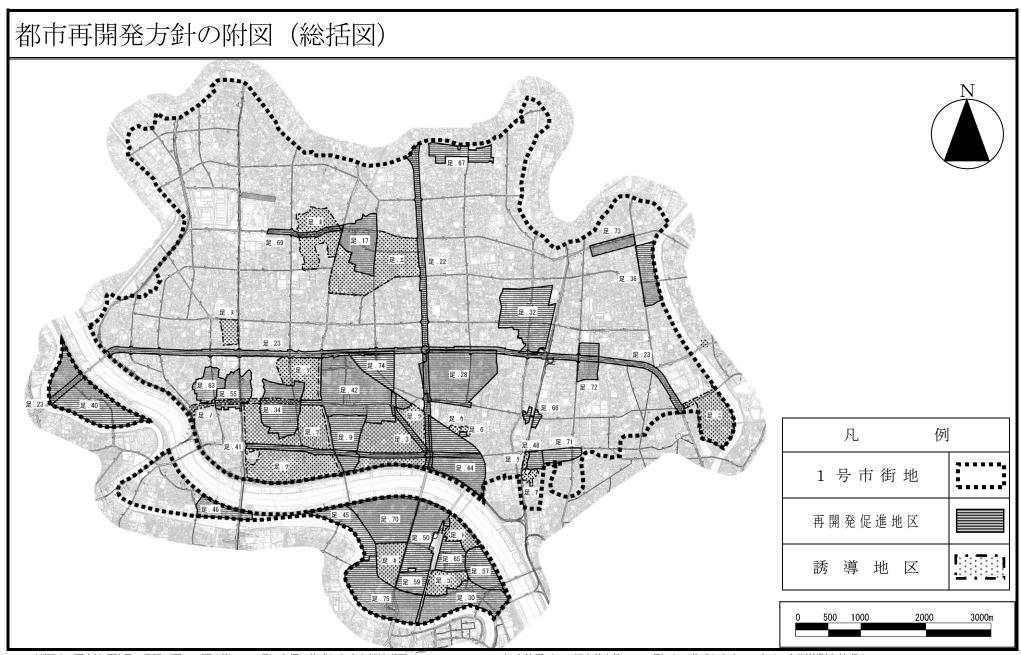
都市再開発の方針(総括図)

(2) 新規に指定または区域を変更する地区



西新井駅西口一帯

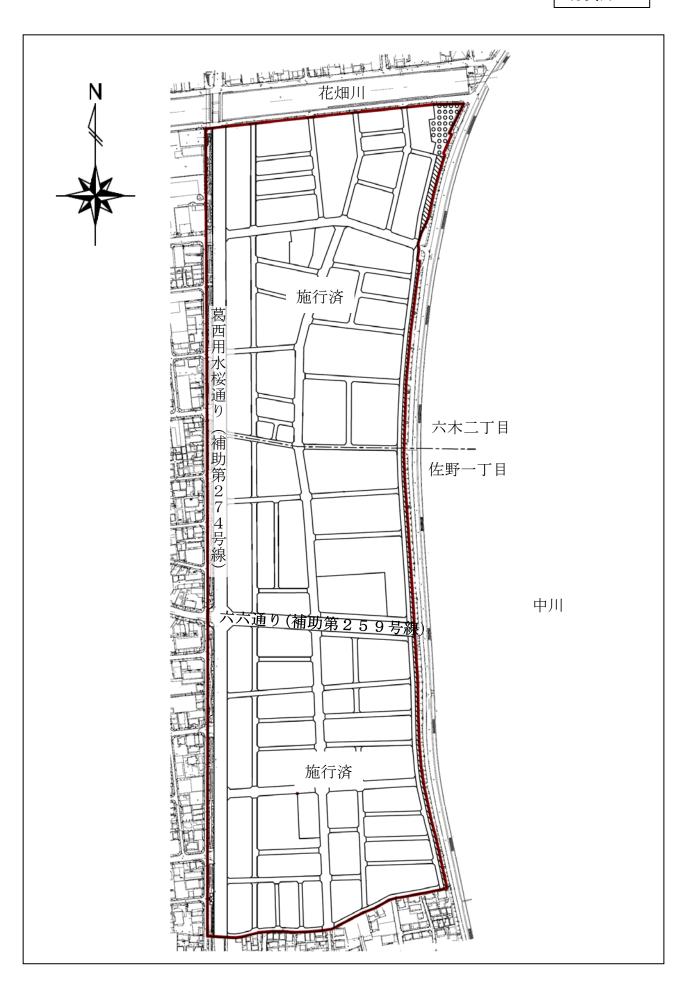
地域危険度の解消



この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(31都市基交第196号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

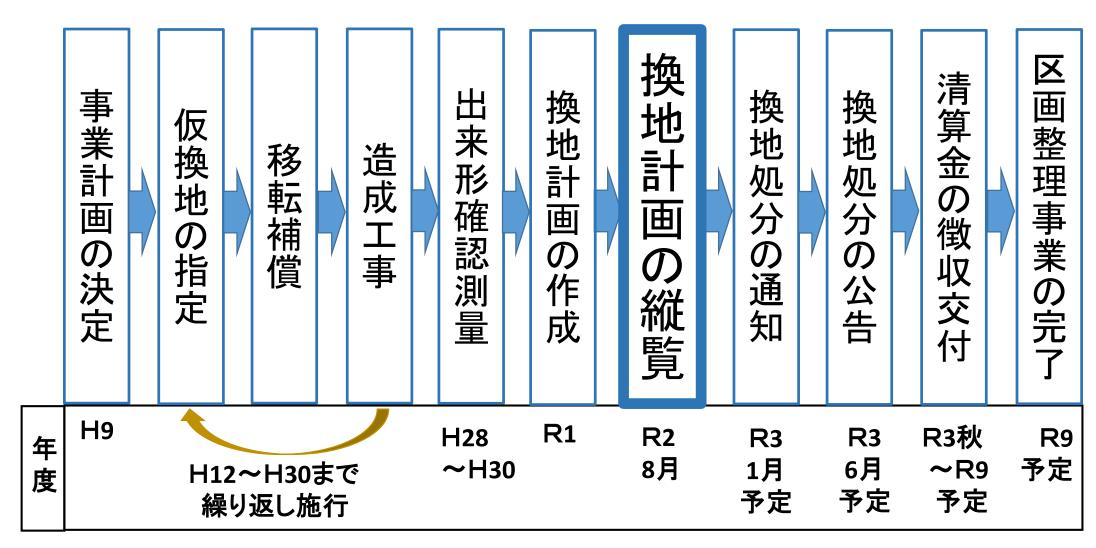
件 名	【追加】補助について	【追加】補助第256号線整備事業用地買収交渉等業務委託の契約変更 について						
所管部課名	道路整備室街	道路整備室街路橋りょう課						
	業務委託を	·契約変則	更するので、以下	下のとおり報告す	-5.			
	1 現契約の	1 現契約の概要						
			94,207,20		9 1 П			
			IZ年3月31日 C会社NISSC	Ⅰ~令和7年3月 〕	3 1 🗆			
				, いらの請求に基づ	き支払う。			
	 2 契約変更							
			ンス感染症に係る	·緊急事態宣言期	間中(令和2年4月			
	7日~5月	25日)	は、業務を中断	行していたため				
	 3 契約変更	の内容						
	支払い金 支払い金		 重する。					
	年 度	回数	当初金額	変更金額	増 減 額			
内 容	令和2年	1 回	¥39, 421, 800	¥29, 806, 727	△¥9, 615, 073 <u>※1</u>			
		2 回	¥39, 421, 800	¥39, 421, 800	¥0			
	令和3年	3 回	¥39, 421, 800	¥39, 421, 800	¥0			
		4 回	¥39, 421, 800	¥39, 421, 800	¥0			
	令和4年	5 回	¥39, 421, 800	¥39, 421, 800	¥0			
		6 回	¥39, 421, 800	¥39, 421, 800	¥0			
	令和5年	7 回	¥39, 421, 800	¥39, 421, 800	¥0			
		8 回	¥39, 421, 800	<u>¥39, 869, 679</u>	¥447, 879 <u>※2</u>			
	令和6年	9 回	¥39, 421, 800	¥39, 421, 800	¥0			
		10 回	¥39, 411, 006	¥48, 578, 200	¥9, 167, 194 <u>※2</u>			
	合 計		¥394, 207, 206	¥394, 207, 206	¥0			
	※1 業	務中断期	明間(該当営業日	数30日、上半	期営業日数123日)			
	の金	:額を日書	削り計算で算出					
	※ 2 ←	和6年月	度は年度毎の債	務負担限度額(88,000千円)を			
	超過	するため	う、一部を令和 5	年度に支出				
問題点 今後の方針	業務の中断	業務の中断を挽回するため、受託者と連携して業務を進めていく。						

件 名	佐野六木土地区画整理事業換地計画に関する縦覧の実施について					
所管部課名	道路整備室街路橋りょう課					
	換地計画に関する縦覧を、土地区画整理法第88条第2項の規定に基づき実施するので、以下のとおり報告する。					
内容	 事業の概要 (1) 施 行 面 積 約24.8 ha (2) 施 行 区 域 佐野一丁目の一部及び六木二丁目の一部施行箇所図 (別紙1参照 P15) (3) 土地権利者数 925名(うち借地権者7名) (4) 事 業 期 間 平成9年(1997年)4月 1日~令和9年(2027年)3月31日 (5) 事 業 費 約310億円 2 縦覧の実施 (1) 日時 令和2年8月18日~8月30日(土日含む2週間)午前9時~午後5時 (2) 場所 佐野六木区画整理地区事務所(六木二丁目2番11号) 3 縦覧実施時の留意事項 (1) 入場人数を制限する。 (2) 会場の窓を開放する。 (3) 体温センサーによる検温を実施する。 (4) 消毒液による手指の消毒を行う。 (5) 来場者、従事職員ともにマスクを着用する。 (6) 来場者の記録を残す。 4 その他 縦覧の混雑を避けるため、希望する権利者に対し、事前に個別説明会を実施した(令和2年7月20日~8月9日)。 					
問題点	5 事業の流れ(別紙2参照 P16)					
今後の方針	令和3年6月の換地処分に向けて、着実に事業を進めていく。					



佐野六木土地区画整理事業の流れ

別紙2



件 名	「第31回東京都道路整備事業推進大会」の書面開催について
所管部課名	道路整備室街路橋りょう課
内容	「第31回東京都道路整備事業推進大会」の書面開催について、以下のとおり報告する。 1 東京都道路整備事業推進大会の概要 (1)目的 東京の交通混雑の緩和や、災害時の緊急車両輸送路の確保など、安全で快適なまちづくりに資するため、道路、橋梁、鉄道連続立体交差及び無電柱化等の整備の推進を図ること。 (2)主催 特別区及び市町村(令和2年度会長 立川市長) (3)内容 事業促進の宣言及び決議、関係機関への請願または陳情の決議 2 今年度の開催方法 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今年度は書面開催に決定した。
問 題 点 今後の方針	決議文(案)など、詳細がわかり次第、再度報告する。

件名	空き家無料相談会の実施について
所管部課名	建築室住宅課
内 容	空き家無料相談会について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響をふまえ、以下のとおり変更して実施する。 1 開催場所 区内17地区に分け、各地区で開催(別紙参照 P19) 2 開催回数 各地区2回を予定していたが、各地区1回に変更 3 周知方法 ・ あだち広報への掲載 ・ 区民事務所、地域包括センターでの掲示、配布 ・ 町会自治会の掲示板での掲示 ・ 別紙「住生活基本計画」で、高齢化率が高く、持ち家率が高いと類型される、千住・宮城・江北・興本の4地区にチラシを各戸配布(約6万5千件) 4 受付方法 各回4組を目安に事前の電話予約を受け付ける。 5 業務委託 (1) 受託者 ア 名称 一般社団法人 まちなか整備・管理機構 イ 住所 足立区東和三丁目2番18号 (2) 当初予算 4,700,000円(各地区2回の開催を想定し計上) (3) 契約金額 2,365,264円 (4) 契約期間 令和2年8月12日~令和3年2月26日
問題点 今後の方針	1 相談会の開催にあたってはガイドラインに沿った感染症予防を行う。 2 相談物件への対応については関係団体とも連携し取り組んでいく。

別紙



	19.7	四乙午6月20日				
件 名	都営住宅の建替え等事業について					
所管部課名	果名 建築室住宅課 区営住宅更新担当課					
	東京都住宅政策本部より、都営住宅の建替え等の取組み状況について情報提供があったので、以下のよい思想はよる					
	報提供があったので、以下のとおり報告する。					
	1 令和元年度着手の状況 (1) 建抹東業 (四回条照 乗見は位置回の乗見に対す)	1				
	(1)建替事業(別図参照 番号は位置図の番号に対応) 番号 団地名(旧名称)	工事区分				
	① 江北七丁目団地(上沼田第3アパート)② 竹の塚七丁目団地(竹の塚七丁目アパート)	1期/全3期 1期/全3期				
	竹の塚七丁目節地(竹の塚七丁日)ハード)					
	③ (保木間第2・第3保木間アパート)	1期/全1期				
	④ (宮城アパート)	撤去団地				
	(2) エレベーター設置(別図参照 記号は位置図の記号は100円 100円 100円 100円 100円 100円 100円 100円					
	記号 団地名 対象住棟(設置数					
 内 容	A 東和四丁目第2アパート 7号棟(計1基)	工事中				
1.1 47.						
	2 令和2年度着手の予定(見込みを含む)					
	(1) 建替等事業(別図参照 番号は位置図の番号に対	忘)				
	番号 団地名(旧名称)	工事区分				
	 花畑七丁目団地(花畑アパート) 一ツ家二丁目団地(東栗原アパート)					
	西新井本町三丁目団地					
	(四新井第3アパート)					
	(上沼田第2アパート)					
	⑨ (江北二丁目アパート)	撤去団地				

(2) エレベーター設置予定 (別図参照 記号は位置図の記号に対応)

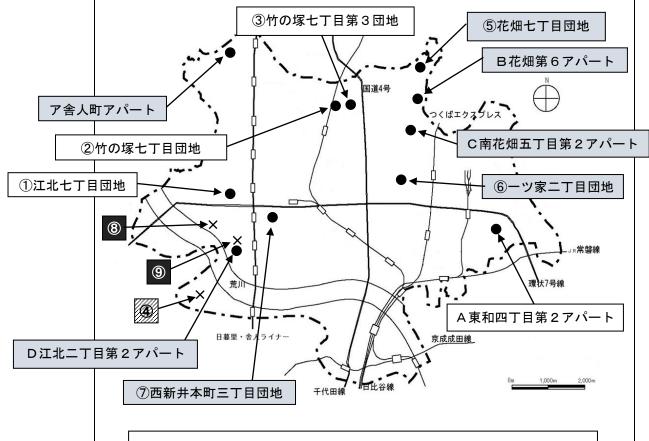
記号	団地名	対象住棟 (設置数)
В	花畑第6アパート	3、4号棟(計2基)
С	南花畑五丁目第2アパート	11 号棟(計1基)
D	江北二丁目第2アパート	2 号棟 (計 1 基)

(3) 耐震化事業※(別図参照 記号は位置図の番号に対応)

工事 1棟(残り2棟のうちの1棟) ※ 対象 区施設併設住棟

記号	団地名	対象住棟
ア	舎人町アパート	11 号棟

【別図】令和元年度・2年度建替等着手団地 位置図



《 団地・アパート名 凡例 》

白 枠 令和元年度着手

①~⑨ 建替団地・撤去団地

斜線探 令和元年度撤去

A~D エレベーター設置団地

網掛枠 令和2年度着手(予定)

ア 耐震化団地

白抜枠 令和2年度撤去(予定)

問題点 今後の方針

- 1 令和2年度協議の建替え等の計画について、東京都及び足立区の関係 所管と調整を行い円滑な事業推進を図る。
- 2 建替都区協議においては、都営住宅の適正配置を図るとともに、区のまちづくりに貢献するよう創出用地の活用等について検討する。